

中津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法人その他団体（以下「雑誌スポンサー」という。）が、社会貢献の一環として中津市立図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を提供する制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 雑誌スポンサーは、雑誌の購入費を負担し、図書館に提供する。

2 図書館は、雑誌スポンサーから提供された雑誌（以下「提供雑誌」という。）を図書館の雑誌として配架する。

3 雑誌スポンサーは、提供雑誌の最新号のカバー表面に雑誌スポンサーの名称を表示する。ただし、雑誌スポンサーの申出により匿名にすることができる。

4 雑誌スポンサーは、カバー裏面に広告を掲出することができる。

5 図書館は、図書館ホームページ等で雑誌スポンサーの名称を公表し、顕彰する。ただし、雑誌スポンサーの申出により匿名にすることができる。

(雑誌スポンサーの対象)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者は、雑誌スポンサーの対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (3) たばこに関する業種
- (4) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に関する業種
- (5) 投機的商品に関する業種
- (6) 占い又は運勢判断に関する業種
- (7) 債権取立て、示談引受け等に関する業種
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介

事業者

- (9) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (10) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (11) 興信所、探偵事務所等を営む事業者
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はこれらに関係すると認めらるるに足りる相当の理由のある事業者
- (14) 各種法令等に違反している事業者
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (16) 市税等を滞納している事業者
- (17) その他市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと図書館長が認めるもの

2 図書館長は、雑誌スポンサーがスポンサー期間に前項各号に該当するものとなったときは、契約を取消することができる。

（広告の内容）

第4条 広告の内容は、図書館の公共性又は社会的信頼性を損なうおそれのないものとし、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。

- (1) 雑誌スポンサーが広告主でないもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (6) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (7) 社会問題についての主義主張が含まれるもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの

(1 1) 事実を誤認するおそれがあるものその他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(1 2) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(1 3) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと図書館長が認めるもの

(雑誌スポンサーの期間)

第5条 雑誌スポンサー期間は、1年間（4月1日から翌年の3月31日まで）とする。ただし、年度途中で雑誌スポンサーに決定した場合は、決定した日の属する月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

2 図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

3 雑誌スポンサーの年度途中での取りやめは認めない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(提供雑誌の選定)

第6条 雑誌スポンサーは、図書館が選定した雑誌一覧の中から、提供雑誌を選定する。

(掲載の規格)

第7条 提供雑誌の最新号のカバー表面には、雑誌スポンサー名を表示し、その大きさは縦4センチメートル以内、横17センチメートル以内、地色は白色、文字は黒色とし、表示位置は、配架したときに雑誌スポンサー名が見える位置とし、図書館が作成する。

2 提供雑誌の最新号のカバー裏面の広告は、そのカバーに収まるサイズのもの（最大A4サイズ）とし、雑誌スポンサーが作成し片面印刷のものを使用する。

(雑誌スポンサーの申込み)

第8条 雑誌スポンサーに応募しようとするものは、中津市立図書館雑誌スポンサー申込書（第1号様式）を図書館長に提出しなければならない。

2 申込みは、原則として先着順に随時受け付ける。

3 申込書の記載内容に瑕疵又は虚偽が判明した場合には、当該申込者について雑誌スポンサー制度の申込みがなかったものとみなす。

(雑誌スポンサーの決定及び覚書の締結)

第9条 図書館長は、前条の申込みがあったときは、第3条の規定に基づき、その可否を決定し、中津市立図書館雑誌スポンサー決定通知書(第2号様式)により申込者に通知する。

2 前項の規定により雑誌スポンサーに決定した者は、市と覚書(第3号様式)により契約を締結するものとする。

(提供雑誌の購入代金の支払い及び納入)

第10条 提供雑誌は、図書館が指定した取扱書店(以下「取扱書店」という。)から購入する。

2 提供雑誌の購入代金は、取扱書店の請求に基づいて、雑誌スポンサーが直接支払う。

3 前項に定める支払方法は、一括先払いを原則とするが、雑誌スポンサーと取扱書店の協議により別方法とすることができる。

4 提供雑誌の価格が変更になった場合は、雑誌スポンサーと取扱書店の協議により対応を決定する。

5 提供雑誌は、取扱書店が図書館に納入する。

(提供雑誌の休刊又は廃刊)

第11条 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合は、雑誌スポンサーは、図書館と協議のうえ、別の雑誌に振り替えることができる。

(提供雑誌の所有権)

第12条 提供雑誌の所有権は、中津市に帰属する。

(広告内容の修正又は削除等)

第13条 図書館長は、広告内容の修正又は削除等が必要な場合は、雑誌スポンサーに依頼することができる。

2 雑誌スポンサーは、前項の依頼に応じなければならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(広告掲載の責務)

第14条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負う。

(広告掲載の取り消し)

第15条 図書館長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、雑誌スポンサー期間中であっても、広告の掲載を取り消し又は中止することができる。

- (1) 雑誌スポンサーが市の信用を失墜し、業務を妨害又は事務を停滞させるような行為を行なったとき。
- (2) 雑誌スポンサーが社会的信用を著しく損なうような行為をしたとき。
- (3) 雑誌スポンサーの申込みにあたって、虚偽の内容があったとき。
- (4) 雑誌スポンサーの倒産、破産、廃業等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 雑誌スポンサーが書面により、広告掲載の取下げを申出たとき。

2 図書館長は、市の都合により広告掲載等を継続することができなくなったときは、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消し又は中止することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は図書館長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。